

令和二年一月二十日提出
質問第一号

「桜を見る会の招待者について」の決裁者の変更に関する質問主意書

提出者 櫻井 周

「桜を見る会の招待者について」の決裁者の変更に関する質問主意書

桜を見る会の招待者については、平成十八年には安倍晋三官房長官を経て小泉純一郎内閣総理大臣によって最終決裁が行われたことが国立公文書館に保管された決裁文書によって明らかになった。

しかし、質問主意書に対しては、「内閣官房及び内閣府において、当該「桜を見る会」の招待者について文書による決裁は行っていない。」との答弁（内閣衆質二〇〇第一五〇号）があった。すなわち平成十八年から平成三十年までの間に、決裁権者が誰かなどの決裁に関する規定を変更していることになると思われることから、以下質問する。

- 一 「桜を見る会の招待者について」が内閣総理大臣によって決裁が最後に行われたのはいつか。
- 二 「桜を見る会の招待者について」が内閣総理大臣によって決裁が行われなくなったのはなぜか。
- 三 「桜を見る会の招待者について」にかかる決裁に関する規定を変更したのはいつか。
- 四 「桜を見る会の招待者について」にかかる決裁に関する規定を変更したのはなぜか。

右質問する。